

日本船舶振興会への交付金軽減等に関する意見書

競艇事業をはじめとする地方公営競技事業は、長引く景気の低迷やレジャーの多様化等の影響により、3年度をピークに売上の低下が続き、必死の経営改善努力にもかかわらず、いずれの施行者においても厳しい経営を余儀なくされています。競艇事業にあっても、13年度並びに14年度において、一般会計への繰出しができない施行者が46施行者中、16施行者に及ぶほか、単年度赤字に陥っている施行者も多くある中で、15年度末には桐生市、光市、広島県西部競艇施行組合などが事業から撤退するに至っています。

モーターボート競走法の趣旨は、海事思想の普及と地方自治体財政の改善に寄与することとありますが、15年度決算で見ると、競艇事業46施行者の事業収益が78億4,569万円にまで減少している一方、日本船舶振興会への交付金は1号交付金、2号交付金を合わせて351億7,075万円、公営企業金融公庫納付金が112億935万円となっています。

本市においても、年々、競艇事業経営は苦しくなっており、15年度の一般会計への繰出金は28億円にまで減少しています。一方、売上額に応じて納付を義務づけられている日本船舶振興会交付金及び公営企業金融公庫納付金は、15年度でそれぞれ21億433万円、7億3,820万円となっており、16年度には一般会計への繰出額より、交付金及び納付金のほうが大きくなるのが確実な状況にあります。こうした状況は、地方自治体財政の改善に寄与するというモーターボート競走法の趣旨に反する事態となっていることを端的に示しています。

既に、地方競馬、競輪、オートレース（小型自動車競走）事業については、こうした状況を受けて交付金の軽減や支払猶予措置が新設されましたが、競艇事業にあっては、昭和37年の改正以降、その不合理な制度の見直しが行われていません。また、公営企業金融公庫納付金制度は、公営競技施行団体の売上げ、収益が急増した昭和45年に収益の均てん化を目的に時限立法として制定されたもので、その後も更新されてきましたが、現状では根拠を失っていると言わなければなりません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要請いたします。

- 1 日本船舶振興会への1号交付金、2号交付金の軽減を行うこと。
- 2 公営企業金融公庫納付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年3月1日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

発達障害児（者）に対する支援促進に関する意見書

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があるとされています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。そのためには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められています。

よって、政府におかれては、次の項目を早急を実施するよう強く要望いたします。

- 1 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、なんらかの財政支援を講じること。
- 2 発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度（5歳児健診）を確立すること。
- 3 専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
- 4 発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年3月25日

尼崎市議会議長

関係大臣あて